

# 「日野市内部通報に関する条例素案」パブリックコメント実施要領

## 1 意見募集について

日野市では、「市政に関する法令違反・不当な事実は隠さない」という基本姿勢のもと、「日野市内部通報に関する条例」を制定し、市の事務事業に関する法令違反や不当な事実を知った市職員等に対し、通報の義務を課すとともに、通報を行った市職員等が不利益な取扱いを受けないよう保護する仕組み(内部通報制度)を策定します。

この度、「日野市内部通報に関する条例素案」がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見を募集します。

## 2 意見募集期間

令和2年11月20日(金曜日)から令和2年12月21日(月曜日)まで

\*窓口での受付時間は、3 資料の入手方法(2)窓口での閲覧の表を参照

\*郵送で意見書を提出する場合は、令和2年12月21日(月曜日)必着

## 3 資料の入手方法

『「日野市職員等の内部通報に関する条例素案」に関するパブリックコメントの実施について』は、令和2年11月16日(月曜日)より、次の方法で入手することができます。

視覚障害者の方からもご意見をいただけるよう、ホームページにはPDFとWordの2つのデータファイルを掲載いたしますので、読み上げソフトをご利用の上、ご確認いただくようお願いいたします。読み上げソフトのご利用ができない方は、お手数ですが、問合せ先にご連絡をお願いします。

### (1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

日野市ホームページ <http://www.city.hino.lg.jp/>

### (2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。 ※配布は行っておりません。

- ・政策法務課
- ・市内各図書館
- ・七生支所
- ・豊田駅連絡所

閲覧場所	閲覧できる時間(令和2年11月20日(月曜日)より)
政策法務課	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜日、日曜日、祝日は休み

中央図書館	火曜日から金曜日 午前10時から午後7時まで 土曜日、日曜日、祝日 午前10時から午後5時まで ※月曜日は休館
高幡図書館	
日野図書館	
多摩平図書館	
平山図書館	
百草図書館	
市政図書室	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時15分まで ※日曜日、祝日は休み
七生支所	
豊田駅連絡所	

#### 4 意見の提出時の記載事項

- (1) ご意見のほか、氏名(団体名)、住所を記入してください。
- (2) 日野市に在勤・在学の方は、その名称及び所在地も記入してください。
- (3) 上記の(1)(2)のいずれにも該当しない方は、本パブリックコメントの手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由を記入してください。

※上記の事項は、日野市パブリックコメント手続実施要綱(令和元年11月5日制定)に基づき、意見書に記載を要する事項となります。上記の記載事項がない意見書は、参考意見とさせていただきます。

#### 5 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。

なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載いただければ、任意の書式でも構いません。

##### (1) 持参する方法

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズの内紙に意見を記載し、直接提出先に持参してください。
- ② 提出先:日野市役所4階 政策法務課

##### (2) 郵送による方法

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズの内紙に意見を記載し、封書で送付してください。なお、封書には、朱書きで「日野市職員等の内部通報に関する条例に関する意見」と記載してください。
- ② 郵送先:〒191-8686 日野市役所4階 政策法務課

##### (3) ファクシミリによる方法

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズの内紙に意見を記載し、送信してください。

② 送信先:042-581-2516 日野市役所4階 政策法務課

(4) 電子メールによる方法

① 意見書の様式に従い、テキスト形式で意見を入力し、送信してください。URLへの直接リンクによる意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は、「日野市内部通報に関する条例素案に関する意見」としてください。氏名(団体名)、住所、連絡先は必ず本文中に記載してください。

② 送信先:電子メールアドレス houmu@city.hino.lg.jp

## 6 注意事項

- (1) 意見は、日本語で記載してください。
- (2) 提出いただいた意見は、氏名(団体名)、住所及び電話番号を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (3) 意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。
  - ① 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
  - ② 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
  - ③ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
  - ④ 公序良俗に反するもの
  - ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
- (4) 提出いただきました意見に対する市の回答は、日野市ホームページで行います。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。